

13.40

署名

1. 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人^{注1}と法を異にする地に在る者との間で締結した契約の方式については、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第10条第4項において、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

なお、以下ア. 又はイ. のいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。

ア. 署名の真正性に係る認証(面前認証、自認認証等)付譲渡証書等

イ. 署名証明書

2. 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号)第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

なお、外国人の署名の本人確認措置は、各手続により異なる。

(改訂令和4・4)

注1 日本に住む日本人に限る。